

平成 24 年度第 1 回横浜市税制調査会

議 事 録

日時：平成 24 年 7 月 12 日（木）午後 5 時から午後 7 時
場所：横浜市庁舎 2 階 応接室

平成 24 年度第 1 回横浜市税制調査会

平成 24 年 7 月 12 日（木）午後 5 時から午後 7 時
横浜市庁舎 2 階 応接室

税制課長 それでは、定刻になりましたので、第 1 回税制調査会を始めさせていただきます。今回は、初めての会議となりますので、座長の選出をさせていただきたいと存じます。座長の選任につきましては、横浜市税制調査会運営要綱第 5 条の規定により、委員の互選によるものとされておりますが、いかがでしょうか。

委員 ○○先生に座長をお願いしたく存じますけれどもいかがでしょうか。

税制課長 他にご発言はございませんか。「○○先生」というご推薦がございましたけれども、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声)

税制課長 座長は○○委員をお願いしたいと存じます。引き続きまして、座長の職務代理者を定める必要がございます。運営要綱第 5 条第 3 項に基づき、あらかじめ座長が指名する委員が務めることとされております。座長、いかがでしょうか。

座長 この点につきましては、大変申し訳ないのですが、この場で私の一存で決めさせていただきたいと思っております。横浜市で最初に仕事をさせていただいた時からご一緒させていただいておりました、法律にとってもお詳しく、心から敬服申し上げます。私としては○○先生をお願いをいたしたいと思っております。お願いいたします。

委員 お引き受けします。

税制課長 それでは、職務代理者ということで○○委員をお願いしたいと存じます。ここからは、議事進行は座長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

座長 それでは大変僭越ながら、引き続き私の方でどこまでできるか判りませんが、やらせていただきたいと思います。今回、特に「調査会」を名乗る以上、是非宣言をしたいと思っておりますのは、当然、横浜市のローカルの課題、ローカルに適した税制というものを考えていくのが、我々の任務なわけですが、地方自治体というところからしますと、全国への目配り、全国的な仲間である自治体への目配りを忘れてはいけなだろうと思っております。この点で言いますと、今、全国的に税制を調査する自治体が、なかなか元気が無いといいますが、都道府県レベルでも調査会のレベルが少し停滞をしているところです。それと同時に大震災などもありまして、財政調整も含めて、あるいは社会保障も含めて混沌としているところですので、ぜひ我々は、横浜市税制調査会ではありますけれども、半分くらいは全国の地方の利益・利害を背負いながら意見をしていければ良いと思っております。特に全国的な制度に対しておかしいところがあれば、常にやはり俯瞰的な立場から国に対して物申すという存在が必要だろうと思えますし、また、今度は県に対しても同様に県と自治体、県と市町村の関係でおかしなところがあれば、県に対して物を申していかなければいけないだろうと思っております。それはやはり、今申し上げているように全国の参考、模範とは申しあげられませんが、参考にしていただいて、日本全国すべての市町村が元気になってくれたら良いというのが、今回改めてこの役をお引き受けする時に決意を新たにしたところでございます。ですから、代表と言ってしまうと言い過ぎかもしれませんが、当然、横浜市の利害については敏感にやっけていながらも、やはり仲間の自治体とともに、いい方向を模索していきたいというふうに思っておりますので、是非委員の先生方にもその点ご留意いただいて、ご一緒させていただきたいと思っております。すいません、少しご挨拶が長くなってしまいました。それでは第 1 回目ということで、議事次第がお手元でございます。抽象的なことしか書いていないのですが、今 3 番目の、座長選任のところまで進みまして、4 番目「諮問」とございます。これが市長から当調査会に対してご諮問いただいているところになりますので、内容について事務局から説明をお願いします。

税制課長 それでは、林市長からの諮問でございますが、本日は副市長から座長に対しまして諮問をさせていただきます。

副市長 読み上げさせていただきます。本日付で林市長から横浜市税制調査会座長様宛となっております

います。諮問事項としては、「横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について意見を求める。」となっております。趣旨でございますが、本市では、これまで政策目標の実現に向けた課税自主権の活用を行ってきたところですが、平成 23 年度税制改正大綱では、税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととされ、「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」において、この抜本的改革にあたっての諸課題が検討されているところでございます。そこで、本市としては、こうした国の新しい動きを踏まえた課税自主権の活用の方や地方税制度のあり方について、提言を求めるものでございます。また、本市のような指定都市では、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているにも関わらず、必要な財源について税制上の措置が不十分であることなど、大都市ならではの諸課題を抱えているため、これらに対応する税制のあり方について、提言を求めていると考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

座長 最高のお答えができるように努力いたします。

副市長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

税制課長 諮問につきましては以上でございます。大変申し訳ございませんが、ここで副市長は公務がございまして退席をさせていただきます。

副市長 申し訳ございません。よろしく願いいたします。

座長 それでは、ただ今諮問書が委員の先生方のお手元に配付されたと思いますが、この内容も含めて今後の進め方ということで、5 番目の本日の議題、「今後の進め方」について、まずは事務局から案をお聞かせいただければと思います。

税制課長 市長からの諮問内容につきまして、この税制調査会において、当面、具体的にどのように議論を行っていくか、そういったことを意見交換していただきたいと考えております。なお、第 1 回目の会議ですので、そのことについてご議論いただく前に、事務局から 2 点ほど、前提となる事項の説明をさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(了承)

税制課長 それでは、1 点目ですが、税制調査会の基本的な運営方法について確認してまいります。まず、資料 1「横浜市税制調査会運営要綱」をご覧ください。横浜市税制調査会の組織、運営その他必要な事項を定めているものでございます。主なものについてご説明します。第 3 条第 2 項でございますが、委員の任期は 2 年以内で、各委員の任期は平成 26 年 3 月 31 日となっております。第 4 条には、臨時委員を置くことができることとしています。第 7 条ですが、部会を置くことができます。続きまして、第 8 条は、会議の公開に関する規定でございますが、税制調査会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 31 条の規定により、基本的に「公開」とされており、傍聴に関する規定を定めているところでございます。第 9 条は、秩序の維持としまして、傍聴者の禁止事項や入室拒否、退去命令などに関して定めています。第 10 条は、本市の情報公開条例第 31 条ただし書きに該当する場合には、非公開とすることができることとしています。「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合」が該当すると考えられます。第 12 条は、パブリックコメントとして必要が生じた場合には、座長が決定するものとされており、また、会議の議事録については、別に定める附属機関設置及び運営に関する要綱に基づきまして作成することとされております。議事録作成にあたっては、先生方にご確認をいただくなど、お手数をおかけしますがよろしく願いいたします。基本的な運営方法などについては以上でございます。

座長 今の点で、ご質問ご疑問あればお出しいただければと思います。特に、公開にする場合は、税ですので具体的な課税客体や税率という話に及ぶような場合には、その回あるいはその回の一部を非公開にするということが考えられると思いますが、できる限り公開の方向で行きたいと思っております。本当に限定的に特定の、何か議論が変な方向に曲がると困るような場合は非公開にして、後でしっかりと記者会見等で説明するというところでよろしいかと思っております。

よろしいですか。はい、それでは続きをお願いします。

税制課長 続きまして 2 点目ですが、税制に関するご議論をいただく前提としまして、本市の財政状況について説明をしたいと考えております。本日は、財政局財政担当課長から説明をさせていた

できます。よろしいでしょうか。

座長 お願いいたします。

税制課長 それでは、本市の財政状況についてご説明をさせていただきます。

財政担当 よろしくをお願いいたします。

課長

お手元の方に資料をお配りさせていただいております。「ハマの台所事情」こちらの資料を使って、ご説明をさせていただきたいと思っております。本市の財政状況ということですが、24年度予算を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。表紙をおめくりいただきまして、2ページをご覧くださいと思います。まず、本市の予算規模でございますが、一般会計で1兆4,097億円となっております、特別会計、企業会計全てを含めまして、全会計でございますと、左側にあります3兆2,905億円といった規模になってございます。下の方に棒グラフが並んでおりますが、この予算の規模を、全国の20政令指定都市と比べるとどうかというところでございます。左側から、大阪に次いで2番目の規模になってございます。右側の方には、特別会計、企業会計それぞれ予算規模が書いてございますが、それらを全て含めまして、3兆2,905億円という予算となっております。一枚おめくりいただきまして、それらがどのようなところに使われているかという、歳出の部分でございます。左側のページで少し目的別に整理をしておるところでございますけれども、一番左側の福祉・保険・医療といった分野に3,998億円、その隣の子育て・教育といった分野に3,146億円となっております、福祉や子育て関係がやはり非常に大きくなってございます。その次の道路・住宅等の建設系になると1,500億円ということですので、最初の2つがかなり大きく割合を占めている状況でございます。右側のページでは、それを性質別に整理しております。円グラフになっており、人件費、扶助費、公債費、行政運営費、施設等整備費となっております。この人件費、扶助費いわゆる福祉的経費、それから公債費を合わせましていわゆる一般的に義務的経費といわれております。もちろん人件費、扶助費につきましても常に見直しをしているわけですが、固定性が強いということで義務的という風に通常言われております。その義務的な経費の割合を見ていきますと、その3つの経費で54.9%ということで歳出の半分以上が比較的固定性の強い経費になっているということで、財政の硬直性が高まっているという状況にあります。もう一枚おめくりいただきまして、歳出の特徴と工夫というところでございます。24年度の特徴でございますが、一番上にあります、「震災対策を早急に実施するための経費の増大」とございます。昨年3月11日に発生しました東日本大震災への対応ということで、様々な耐震対策を本市でも進めております。学校、市民利用施設等の耐震対策や、民間の木造住宅やマンションの耐震診断・改修への補助等を進めておりますので、そうしたところもございまして、施設等整備費が非常に大きく11.3%という増加を示しております。それから、その下の義務的経費、先ほど若干ご説明いたしました、義務的経費については、やはり子育て支援や福祉のために使う事業ということで、非常に高い割合になってきております。一番下に折れ線グラフが何本か並んでおりますが、人件費・扶助費・公債費の15年度からの推移を並べております。人件費・公債費につきましては、ほぼ横並びになっておりますが、扶助費につきましては増加傾向が非常に強くなってございます。特に22年度からどんどん増えてございますのは、子ども手当との関係で大きく増えているものでございます。このように、非常に福祉的な経費が伸びており、財政状況は厳しさを増しているという状況でございます。右側のページの下の方になりますが、「事業の見直し・24年度の歳出をおさえるための工夫」とございます。そうした厳しい中で様々な事業の見直しを進めてきております。平成15年度からの決算推移が並んでおりますが、市役所内部経費の削減や、事業の見直し、受益者負担の適正化等により、平成15年には145億円、24年度は78億円の見直しを進めております。24年度の78億円の見直しについては、保育料の見直しといった受益者負担の適正化や、ごみ収集の民間委託を進めるといった事業の見直しを進めているところでございます。一枚おめくりいただきまして、次は歳入になります。8ページでございます。一般会計予算1兆4,097億円に占める一般財源としては8,127億円でございますが、その中で一番多いのものはやはり市税ということで、一番上にあります6,961億円が市税ということになってございます。この6,961億円の市税につきましては一般会計予算額のおおよそ半分という割合になってございます。右側のページの一番下にやはり棒グラフが並べてござい

ます。指定都市の中で歳入に占める市税の割合を比べているものですが、こちらにつきましても、さいたま市に次いで2番目。49.4%ということで、歳入に占める市税の割合が高いということが、横浜市の特徴ということになってございます。市税の内訳が、右側のページ、黄色く塗ってあるところがございます。市税の中でも市民税が3,396億円。中でも個人市民税が2,846億円ということで市税全体の40.9%を占めております。また、法人市民税は550億円ということで全体の7.9%、固定資産税2,607億円ということでこれが37.5%と、市民税、固定資産税でほぼ8割程度という形になってございまして、特に個人市民税の割合が高いというのが、横浜市の市税の特徴となっております。一方で、法人市民税が8%弱ということで、やはり東京に近接しているということもあり、法人市民税は逆に割合が少ないといったことも一つの特徴となっております。一枚めくっていただきまして、「歳入の特徴と工夫」というところがございます。まず最初に、市税収入の減少ということで、棒グラフの方で少し推移を並べております。平成15年度からの推移を並べておりますが、平成19年に三位一体の改革で税源移譲がございまして、一度大きく伸びております。しかしながら、平成20年にリーマンショック等もございまして、その後、非常に市税等が落ち込んできているという状況になってございまして、平成24年には6,961億円ということで減少傾向が続いております。ピーク時の20年度と比べますと、300億円程度減っているという厳しい状況になってございます。2つ目の「24年度の歳入を抑える工夫」というところですが、市債の部分になりますけれども、グラフに示してございまして、市債の発行額の推移を並べております。平成15年度から市債の発行額を減らしてきておった訳ですけれども、平成20年のリーマンショック以降、非常に市債が落ち込み、かなり厳しいという中で、若干市債を増やして対応せざるを得ない状況がございまして、21・22・23年度と、ほぼ同額くらいで推移してございましたが、平成24年度若干増えております。この増えている点につきまして、一番下のところに「24年度の市債発行額について」というところで、若干ご説明を入れさせていただいております。横に絵が描いてございまして、23年度の市債発行額が1,274億円とございます。横浜市の中期4か年計画の中で、市債の発行額については5%減をするという計画になってございまして、基本的には23年度1,274億円の5%減の1,210億円が基本的な発行額になります。しかしながら、最初の方で若干申し上げましたが、震災への対応で非常に対応するものが多いということもございまして、震災対策に充てるためにつきましては、別枠で市債を発行するという対応を取っております。その分、117億円の上乗せさせていただいております。結果として、23年度の1,274億円と比べますと、24年度は1,327億円ということで、若干増加した市債発行をしているということになります。一定の財政規律を守りながらも、震災対策という待ったなしの対策は取るということで、対応させていただいております。右側のページの下半分になります、「借金返済のための実質的な将来負担は年々減少しています」というところですが、こちらにつきましても右の棒グラフをご覧ください。オレンジと黄色を合わせたものが、市債残高になります。それを見ていただきますと、22年度以降増加をしております。しかし、市債の残高は増加しているのですけれども、将来的に市債を返していくための減債基金というものがございまして、そこに一定のルールで積み立てをしております。減債基金の積み立てというのは将来の返済のためにとってある部分ですので、その分を市債残高から除いたものが、オレンジの部分になります。それが実質的な市債残高と考えますと、21年度以降も着実に減少させているということで、将来負担についてはきちんと減少させてきているという対応をさせていただいております。一枚おめくりいただきまして、12ページですが、「市全体の借入金を管理して計画的に返済しています」ということで横浜市では一般会計の市債だけではなくて、平成15年度に中期財政ビジョンを出して、外郭団体等も含めて本市全体の借入金をまず明らかにして、それを計画的に返済していくよう取り組んでおります。右側の棒グラフを見ていただきますと、23年度では市全体、外郭団体等も含めて全体の借入金が5兆690億円が残高になっております。そのうち緑の部分3兆4,808億円が外郭団体等の借入金の中でも、一般会計で負担をしなければならない借入金でございます。それが24年度末では、全体では4兆9,934億円と756億の縮減になりますし、一般会計で対応するものにつきましても3兆4,334億円と474億円の縮減ということで、計画的に縮減をはかっているところがございます。最後に、その下のところになります。健全化判断比率でござ

いますが、一番左に指標とございますが、実際に赤字はございませんので上の二つは該当しません。実質公債比率、将来負担比率といったものを指標として出しております。横浜市は、実質公債比率が18%。これが実質公債比率25%になりますと、健全化団体ということになってしまいますので、そこに至らないようにしっかりと管理をしていく必要がございます。将来負担比率につきましても234.4%という状況でございます。この辺りの指標を見ながら健全な財政運営をしていくということで、現在進めておるところでございます。財政状況につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

座長 はい、ありがとうございます。委員の先生方ご質問ご意見はございますか。どこからでも結構です。

委員 市債でまだ償還になっていないもので、一番古いものはいつくらいに発行したものでか。
財政担当 基本的に長くても30年で返済しています。

課長

座長 借り替えたりもしていますからね。

財政局長 昔はほとんど10年債でした。それをだんだんと多様化させています。5年、10年、15年のものもあれば、最近は逆に、いわゆる金利リスクをヘッジできるということで、長期債も売り出してきています。20年債のようなものも発行しています。

委員 それは、いつぐらいからですか。20年ぐらい前からですか。

財政局長 いえ、それ程前ではありません。10年前くらいからでしょうか。地方債がいわゆる独自発行が認められるようになった時代からです。

委員 私が知りたいと思ったのは、市債残高は、リーマンショックや地震等で、中期財政ビジョンの頃のようにうまく減ってなくて、けれどもリーマンの後、また上手く減りつつあるというのはわかったのですが、問題はその裏側にある、未償還の残高にかかっている利子負担ですね。長いものだと、古い、金利の高い時代に発行したものが残っていると、まだ結構なインパクトがあるはずですし。もうそろそろ中期財政ビジョンから10年くらいですから、上手く捌けて来れば市債の正味の債務は大きくても、裏側で抱えている金利負担はずいぶん小さくなってきているというイメージが持てるのではないかと思ったのです。

財政局長 そうですね。そのイメージは概ね妥当と思います。

委員 なるほど。

財政局長 特に民間債は、先ほどお話しましたように、それほど中・長期債は発行していなかったと思います。一番課題だったのは、政府資金です。政府資金については、30年や25年で借りておりましたので、財政投資的には非常に高い金利を、その時代は別にそれ程高くもなかったんですけど、今考えると高い金利でした。ところが、国の方もそれを繰上償還して、民間債に変えるということを認めてくれるようになりましたので、特に公営企業債については、金利が下がって参りましたので、〇〇委員がおっしゃられたような状況にはなっていると思います。

委員 なるほど。そうすると、上の方は残高がずっと降りてきているけれど、後ろで抱えている金利の部分はかなり締まってきているということですね。

財政局長 そうですね。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 よろしいでしょうか。6ページの先ほどグラフがありまして、子ども手当が増えているので、グラフの伸び率が高まったということだったのですが、昨今、生活保護ということが非常に注目されていて、横浜市ではその問題はどのようなのでしょうか。

財政担当 額としては、生活保護費が非常に大きく、24年度でいきますと1,243億円が生活保護費になっております。24年度の扶助費は3,500億円から4,000億円の間くらいになっておりますが、そのうちの1,243億円が生活保護費となります。ただし、生活保護につきましても4分の3が国費になりますので、一般財源にあたる影響はその内の4分の1くらいになると思います。

委員 ありがとうございます。

座長 はい。議論していく過程で、当然、何か増減税の話になれば財政状況に応じて考えなければいけませんから、その時にはまた改めて財政課の方にお話をうかがうこともあろうかと思えます。また、諮問にもある課税自主権を使って何か政策をやる場合には、むしろ税よりも財政と

歳出の政策の方がメインになっていくと思いますので、その時にはまた、お伺いしたいと思っています。こういう事で言うと、日本全体の状況、傾向とほぼ同じで、だんだんだんだん厳しくなってきたという話になっているのかと思っております。

委員 いいですか。

座長 どうぞ。

委員 グリーン税制という文脈で、電気自動車の給電スタンドの固定資産税を免税にするという話が税制研究会で出たことがありましたが、あれはどうなっていますか。

主税部長 実施しておりません。

委員 行っていないのですね。

主税部長 政策の中にどのように位置づけられるか、給電スタンド数があまり出ないのではないか、など課題があり、論議しましたが、結果実施しておりません。

委員 なるほど。

財政局長 市としては区役所など公共施設に先行投資で設置をしています。それもできる限り、駐車場等において市民の方が使えるように、シンボライズを兼ねてということがありました。

委員 大阪駅のところには電気自動車のタクシーが並ぶ専用のレーンがあります。ところが横浜駅の西口にはその様な電気自動車について、電気自動車のタクシーも見かけますが、それだけのレーンはなくて、せっかくでしたら何か誘導するのに、補助金もいいかもしれないし、コマercialをするのもいいかもしれないけれど、それを支える方の固定資産税、車だと償却資産ですが、何かあるのかもしれないと。

座長 市の考え次第などところもありますけれど、当然我々の任務として自然エネルギー関係をどうするのか、あるいは再生可能エネルギー関係をどうするのかは大きな課題であり、取り組まなければならないなと思っています。今は、県や国の方が、固定資産税の話を手を勝手にしているというところが多くて。

委員 そうですね。

座長 市町村からすればそうなので、やはり市町村として取り組むべき課題だと思います。むしろ、〇〇委員のように、様々なご意見を我々から提案するというのもあると思うのですが、財政局長、よろしいですか。

財政局長 よろしく申し上げます。

座長 財政状況の説明をいただきました。ありがとうございます。次に、今後の進め方のところで、「諮問について」ということになります。先程ご質問いただきましたが、文書では一つの文書になっていますけれど、パートに分かれているということで、これをまずは、事務局の方からご説明いただきましょう。お願いします。

税制課長 資料の3でございます。今回市長から税制調査会に諮問させていただいた、横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について、今後議論を進めていくにあたり、事務局のたたき台としてご用意させていただいたものでございます。大きく3点ほど掲げさせていただいています。具体的に、まず一点目でございます。「課税自主権の活用上の考え方について」でございますが、これにつきましては、課税自主権の活用上の考え方について、再確認を行っていくというものでございます。活用上の考え方につきましては、過去の横浜市税財政制度懇話会などにおきまして、すでに検討を行ってきたところです。したがって、課税自主権の内容を、一から検討することは必要ないのかと思いますけれども、今後の検討にあたって、再確認をしていただくということでございます。例として掲げさせていただきますのは、課税自主権の活用を、手法・目的といった、切り口の違う観点から、再整理を図ってはどうか、ということです。具体的に過去に言及した報告書については、別冊にまとめてございます。『施策誘導手段としての税制（課税免除・不均一課税）活用のあり方について』は、平成15年4月に税財政制度懇話会によってまとめられたものです。同じく、税財政制度懇話会から平成15年8月に、『法定外税のあり方』について報告していただいております。次に、二点目でございます。「住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方」でございます。こちらは、23年度の税制改正大綱において明記されたもので、税制を通じて、住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を

拡大する方向で抜本的に改革すること、そのようなことを踏まえまして、地方税制度改革に対する国の考え方に対しての横浜市の考え方について、整理してはどうか、というものです。参考として記載しておりますが、総務省では、地域決定型地方税制特例措置など5つの項目について検討しており、この秋には、取りまとめの結果が出されるとのことです。具体的には参考資料①です。地域の自主性・自律性を高める地方制度研究会開催要綱の趣旨のとおりでございます。さらに、1枚おめくりいただきますと、具体的な検討項目と主な論点と書かれた横長の資料がございます。自主的な判断の拡大としましては、法定任意軽減措置制度、これはわが街特例といわれているものです。また、法定税の法定任意税化・法定外税化の検討、制限税率の見直し等々でございます。さらに、三点目でございます。大都市の税制度のあり方について、でございます。こちらは、大都市ならではの課題に対応する今後の税制上の措置のあり方について検討してはどうか、というものです。本市は、国内で最も人口が多い市であります。こういったことから、大都市としての様々な課題を抱えております。特に、国と地方間の税源移譲など、大都市が抱える問題点については、これまで、指定都市市長会を通じて、国に対しても要望を行ってきています。しかしながら、抜本的な解決はされていません。この例に記載したのはその一例ですが、指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているにも関わらず、必要な財源について税制上の措置が不十分であるという課題があります。税制調査会においては、これらの課題の解決策として、例えば、神奈川県と横浜市にかかわる地方税制において、何らかの税制上の措置を取ることができないか、そういったことなどについて検討することができるのではないかと考えたものです。なお、参考資料②としまして、指定都市が国へ要望書の抜粋をお付けしております。「3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設」とあり、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること、とございます。以上、たたき台としまして事務局で提出させていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

座長

はい、ありがとうございます。

本日のメインのテーマです。今、ご説明いただいたとおり、それぞれ非常に興味深いといえますか、少しずつ方向性が違うテーマが出てきております。これ以外についてでも構いませんし、本日は何も境界線を引いておりませんので、これを絡めての案でも構いませんし、それぞれこのテーマで例えばどうやるというご意見ご質問でも構いませんし、今の三点プラスアルファについて、自由にご意見を頂戴できればと思いますので、お願いします。

委員

大都市税制度のあり方についてですけれども、ちょうどいま大阪都構想の法案が可決しそうな方向で動いています。そうすると、新しい制度の中で税の制度設計をどのようにするのかという課題が、当然出てくると思います。大都市制度の対象となる神奈川県と横浜市は今後どうするのかということも、これから議題となると予測していますが、このようなこともいずれこの場で話し合うことになるのかもしれないと、想像しています。

座長

当面は、現状の制度を前提に、つまり地方税の制度を前提としたうえで、おかしなことはおかしい、つまり、ご説明があった通りに、通常は県の仕事外でやっているわけで、これは何も指定市だけではなくて中核市もそうですが、神奈川県では一番多いのは保健所だと思えますけれども、やっているにもかかわらず、県の措置があるのかないかわからない状態になっておりますので、少しはっきりさせる。特に税においては、特に税以外の形になるのかも含めて整理をしてあげたほうが、きちんとした議論ができるだろうなど。

委員

今の制度を前提にすると、県税条例で横浜市民だけ減免する、又は、県から横浜市に直接補助金を渡してください、どちらでやりますかという話ですかね。直接給付でいくか、税源移譲でいくか。

座長

住民税の税率を上げたり下げたりすることは10%の範囲内でしたら、問題ありませんので。ただし、この時点で難しくなっていくのが、〇〇委員に入っていていただいておりますが、地方交付税が財政調整でどのように見ているのか、ということがありまして、県の仕事としてやっていて、ただし、市町村特例の部分で出ているので、総務省の方はカウントしていると言っているのですが、今、そこがどうなっているのか。つまり県の方を減らして市の方を増やしているのであれば、そこでカバーされているかもしれない。それがよくわからないので、そこを含め

てそれこそ財政課の方もまたご一緒していただかないといけないと思います。

委員 政令市のない県ではどうなのでしょう。政令市のない県と、相似の形で、神奈川県が比較できるかです。都道府県レベルの財政議論が違うのは中身が違うから、となっているはずなので、そのところの税収構造というか、県民の分担の仕方と神奈川県レベルでの負担の仕方が違うのではないかと、こちらからいっても多分どこかに逃げ場があるんですよね。

座長 それこそ県の方にも来ていただいて、色々議論をしていただいても役に立つかと思うのですけれども、ただし、県の立場からすれば、この特定行政だけではなくて、県の役割として、全県カバーするお金の使い道ということをやっているのだから、ここだけとりあげて、例えば「500億かかるから500億渡せ」と言われるのは言われ過ぎだとおっしゃるのではないかと。

委員 直接給付でやってと言う方が、論点はしっかりしますよね。県がやっていることを、政令市がやらざるを得ないですよね。そのような仕事をしているのだから、財源をつけてくださいと。

座長 このテーマは本当に〇〇委員がおっしゃっていたように、全国ではないですが、ほぼ全国的なテーマとして、色々ところで該当しますので、市町村の先頭に立ってというのか、やる価値はともあると思います。

委員 確認ですけれども、資料3で今後の進め方として、たたき台として出されているものですが、座長の今の話ですと基本的には従前に行われている答申があって、それは課税自主権という考え方の答申が出されていて、そこで制度を含めて検討されているわけです。そこで、基本的には従前のものは一つ方向性としては、確認が済んでいるという風に考えて良いのでしょうか。その上で議論をしていくということでしょうか。

座長 決めてはおりません。ただし、下敷きになるものがあると思います。〇〇委員もここいらっしやいましたので。

委員 課税自主権の活用というのは、現行制度でも活用する手段がいくつかありまして、それを使うというのは、一つの方向性として十分にありうるだろうと思っております。ですから、これをベースにして議論していくということは、一つの方向性としてはありうるということですね。その上で、その次に書かれている「住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する本市の考え方について」なのですが、総務省の地域の自主性と自律性を高める地方税制度研究会で出されているのとは、従前とは違う色彩がいくつか入っていて、具体的に制度化「される予定」のもの、「されたらいいな」というものと、「しますよ」という方向性をもって提言されているものが、混ざった答申であると同っているものから、これに対して、横浜市がどういう風に考えていくのかということは議論の対象になりうるのでしょうか。最後のこの大都市の税制度のあり方というものは、座長おっしゃったので私もそうだと思っているのですが、議論の帰趨がまだはっきりしていない段階で、具体的に考えるというのはなかなか難しいですし、議論を詰めてもなかなか詰まないのではないかと気がするので、当面は上の丸2つをベースにして、どういうことを議論していけるか、ということを当面は議論していくことが、市長の諮問に対する答えになるのではないかと気がしているのですが、そのように考えていいのでしょうか。座長に見解をお伺いします。

座長 運営は、委員の先生方の意見に応じ、いきたいと考えています。あくまでも個人的な意見ですが、3番についても議論して、整理をすることはとても大事だと思っております。特に先ほどから出ているような制度を変えようという話をするためにも、現行制度で何が問題で何が出来るのかということ一度議論しておいたほうが良いと思いますので、私は後回しというよりも3つは同時並行的に議論したいということです。それと同時に、1番と2番というのは、これはコインの表と裏のようなものです。1番は、10年前から議論していた、「現在使える手段を使って課税自主権をどのように発揮できるか」がテーマで、2番は、「法改正も含めて、変えたら何が出来るのか、あるいは、どう変えれば良いか」の議論になって来ているわけですね。ですから、1番のところは、過去に、それぞれ企業誘致がテーマだったり、あるいは勝馬投票券発売税の廃止をどう考えれば良いのかというような、かなり具体的なテーマから、その前提として課税自主権の整理したものですから。今回はもう少しフラットに、具体のテーマがあまりないとか、制約なしに議論が出来ますから、現行制度で課税自主権をどう発揮すればよいのかということ、もう一回考えていきたい。

やはり、時代の変化あるいは社会の変化で、特に国の方で変な動きと申しますか、復興増税の話など色々ありますので、それを踏まえた上でどうすべきかを1番・2番を議論していきたいと思えます。

私としては、2番目については、国の方でこうした議論をしていて本当にそれでいいのか、そういう批判的な観点から物申す、あるいは、国の都合で出てこないようなアイデアで良いものがあるならば我々から御提案申し上げる、のがいいのかなと考えております。

委員 3.11以降、再生可能エネルギー、あるいはそれを超えてスマート・グリッドやスマート・シティということを進めていく必要があると思っております。これは横浜市も取り組んでいることですが、さらにこれを促進するような税制のあり方を考えなければならぬのでしょうか？横浜市はみどり税を実施してきましたが、これは緑を増やす、保全するための税ですね。これからは緑を増やすことにとどまらず、再生可能エネルギーの大幅な推進やスマート・シティの創造というより大胆な発想を税を通じてサポートできないかという議論はここでしても良いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

座長 どうでしょう、みなさん。

委員 おっしゃるとおりだと思います。私もそのとおりだと思いますよ。

委員 はい、それに関連してなんですけれども、いま、横浜市では既にCASBEEや環境配慮型建物についての議論を始めているわけです。この3月に、マイホーム等の減税について低炭素型のものを認めていこうという税制改正が通っています。ただ、[都市の低炭素化の促進に関する法律]という肝心要の法が、2月に閣議決定されているんですが、まだ審議中という状況になっております。そこで、地方税も当然そういうものに対して軽減していくというの、あると思うので、そういうことも、ご発言のあったところと合わせた上で、環境配慮型の税制というものを考えることもできるのではないのでしょうか。それは軽減税率を使うという方法になると思うのですが。

座長 独自の項目を立てるということも可能ですか。

税制課長 はい。

座長 先ほど申し上げたように、特にスマート・グリッドや自然エネルギーなどいわゆるソーラーパネルとかを含めて、普及税制をむしろ県が言い出しているわけです。それはおかしい、ということは、私は機会があるごとに申し上げています。国の方も同じです。ですから、今、3つのテーマをたたき台で頂いておりますが、積極的にもう一つテーマ立てるほどに、委員が重要だと考えるだろうと思えます。検討事項としてどのようなテーマをつければ良いかは、またお知恵を貸して、自然エネルギーなのか再生化なのか、環境配慮施策あたりを掲げて、税制で押せることをやりたいと思えます。本当に各県を含めて先に出されるようですので。やはり、先ほどから申し上げておりますように、固定資産税を持っているのは市町村ですから、固定資産税で使う、住民税で使うという話は市の方で出したいということはあると思います。

委員 その一方で、やはり軽減税率や減免を使っていると、財源の中立性といえますか、どこから財源を持って来るのかという問題があります。その分、税収が減ることは確実なので、やはり、見返りを手当てしないといけないという問題もまた生じます。

座長 これも、財政局長も含めて、ご議論いただくところかと思えます。ただ、この環境配慮あるいは、低炭素社会というものが重要であれば、別に軽減だけで良いのかなと思えます。しかし、最後は政治判断になりますから、我々としては整理をして、選択できる形でお答えできれば良いと思えます。

委員 別の話なのですが、ふるさと納税が軽井沢で問題になっているという話です。軽井沢の住民が億単位のお金でふるさと納税を東北に行なったために、軽井沢町で税収が不足しているというニュースを目にしました。そういうつもりでふるさと納税を制度設計したのではなくて、寄附を使って地方団体の税収格差を是正する一面が考えられていたはずなのに、ゆがみが出てきているのかな、というのが印象です。その点横浜市の実情はそういう大きな問題はあるのですか。

主税部長 株式等の譲渡所得は、県税として県が特別徴収し、そのうえで県下の各市町村には個人県民税の割合で配分されます。それに対して、ふるさと納税に係る還付申告は、個人の市町村民税

として住所地の市町村に対し行われ、その市町村から還付を受けることになります。ご指摘の場合、軽井沢町が還付金の全て払うことになりましたが、個人県民税の割合で配分されたのは2,000万円位で、そのうち出て行くのは、還付額は40億とか高額な金額を返すことになったので、制度の仕組みがおかしい旨の報道がされました。

横浜市全体としては、個人市民税としても、配分額にしても、相当の金額がありますので、あまり影響はないかと思っています。

委員 横浜市に影響が少なければ、研究テーマとして上げる必要はないですかね。

委員 話は変わりますが、一番目の論点と二番目の論点の接続部分の同意要件の話を、どれくらいで見ておけば良いのでしょうか。中間報告の答申を読むと、「やります」しか書いていなくて、「いろいろな意見がありました。論議中です。」となっています。待っていたら良いのか、どうなのでしょう。それから、総務省に対して横浜市としてどうリアクションをとるかという2番目の論点で詰めていくという話になるでしょう。

税制課長 総務省のとりまとめの出る10月以降を睨んだ上で出来ればと考えております。

委員 なるほど、そうですね。

委員 それから気になるのが、2番目の論点の「執行の責任」。これは、みどり税の時にも申し上げたと思うのですが、要するに、市税で国税のような執行体制が取れるかという…準備をした方がいいのかなと思います。今までこういう感じのものは無かったですよね。執行の責任なんて。自己判断とか課税自主権などと言って実体法的な話ばかりだった。

委員 消費税が引き上げられるというのがあるのではないですか。そうすると地方消費税も、もちろん引き上げられるので、自分のところでも徴収して欲しいと。

座長 第一テーマか第二テーマか、コインの表裏なので、なかなか難しいのですが、踏み越えると2番目のテーマになるし、現行で行けばこれで良いかなとなるのですが、進める中で判断させていただければと思います。

本日は、中身には入りませんので、この3点にプラスして、項目として環境的なもの、自然エネルギーという表現・標題は考えますが、研究などのテーマとして4点ということではよろしいでしょうか。

それと、例えば消費税の話も出ましたけれども、国の動きで緊急対応しなければならないものが出てきた時など、必要に応じてご相談をさせていただければと思います。

まずは、今申し上げた4点でやらせていただければと思います。

その他特に用意はございませんが何か先生方から最後にご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(発言なし)

座長 それでは事務局にお返しします。

税制課長 本日は熱心なご議論をありがとうございました。